

議案第 21 号

日出町人権尊重の社会づくり条例の一部改正について

日出町人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

日出町人権尊重の社会づくり条例（平成 15 年日出町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び町民」を「、町民及び事業者」に改める。

第 6 条第 2 項第 1 号中「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、人権尊重の理念にのっとり、その事業活動に関し、人権尊重の社会づくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、従業員が人権尊重の理念に対する理解を深め、従業員の人権意識の高揚を図るための機会が保たれるよう努めなければならない。

3 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新型コロナウイルス感染症の発生の状況に鑑み、人権尊重の社会づくりを推進するために事業者の責務について定めたいので提出する。